

「生物多様性の保全のための取組」に係る報告

重点調査事項①：生物多様性の保全・再生の強化のための取組

重点調査事項②：生物多様性の保全に向けた広域的・横断的な視点での総合的な取組

生態系の保全の強化及び再生並びに生態系ネットワークの形成を推進する観点、並びに広域的な視点や分野横断的な取組を推進する観点から、

- a) 生態系の保全・再生の推進、地域や分野を超えた広域的・横断的な視点での総合的な取組とその体制づくり
- b) 絶滅のおそれのある種の保存、外来生物による在来生物等への影響への対応
- c) 自然環境データの充実等に係る措置

について、調査を実施しました。

①環境基本計画における施策の基本的方向

- 生態系の保全の強化を進めるとともに、過去に損なわれた自然を再生するための取組を一層推進し、国土レベル、地域レベルでの生態系ネットワークの形成を推進しました。
- 絶滅のおそれのある種の個体数の回復や、生息地の保全等を通じて、種の絶滅を回避するとともに、外来生物による在来生物や生態系への影響を防止・軽減するための実効ある対策を着実に推進します。
- 自然環境データを飛躍的に充実させ、科学的かつ客観的なデータを踏まえた生物多様性保全・回復のための施策の立脚点とするとともに、生物多様性の状況について一般の理解を深めます。
- 生物多様性の保全に当たっては、広域的なスケールでの対応、異なる行政分野にまたがる対応等、地域や分野を超えた広域的・横断的な視点での総合的な取組とそのための体制づくりが必要です。

②主な取組状況等

《生態系の保全・再生の推進、地域や分野を超えた広域的・横断的な視点での総合的な取組とその体制づくり》

- 「新・生物多様性国家戦略」が策定後5年経過したことや、国内外の状況の変化を受け、同戦略の見直しが行われ、平成19年11月に「第三次生物多様性国家戦略」が閣

議決定されました。また、平成20年6月には議員立法による「生物多様性基本法」が施行されました。

- 自然環境保全地域、自然公園、鳥獣保護区、名勝・天然記念物、文化的景観、保護林、保安林、緑地保全地域などの指定、管理を通じ、生態系ネットワークの中核となる保全すべき自然環境や優れた自然条件を有する地域の保全が進められました。
- 国立公園については、専門家からなる検討会が開催され、平成19年3月に「国立・国定公園の指定及び管理運営に関する提言」がとりまとめられました。これを受け、国立・国定公園総点検事業として全国の国立・国定公園を風景、生物多様性や公園利用等の観点から再評価が開始されるとともに、多様な主体の参画による国立公園の管理運営が推進されました。
- 保護林については、適切に保全・管理していくため、5年間で全保護林を一巡するモニタリング調査が平成19年度から開始されました。
- 海洋基本法制定を受けて、平成20年度より、海洋生物多様性に関する情報整備や海洋生物多様性保全戦略の検討が開始されました。
- 平成20年は、平成17年7月から2年間、我が国がパラオ共和国と共同で事務局を運営していた「国際サンゴ礁イニシアティブ(ICRI)」によって「国際サンゴ礁年」と定められており、日本国内でも、多様な主体が連携したサンゴ礁保全活動の推進や、普及啓発活動が実施されています。
- 「自然再生推進法」に基づく自然再生協議会が各地で設立され、各地域の自然再生全体構想、実施計画の検討が行われました(自然再生協議会の数：H18.3現在18件→H20.6現在19件、うち全体構想策定：H18.3現在11協議会→H20.6現在17協議会、実施計画策定：H18.3現在3協議会(5計画)→H20.6現在9協議会(15計画))。また、自然公園、河川、農地、港湾などにおいて、自然再生事業が実施されました。
- 平成20年に、地域における生物多様性の保全再生に資する活動を支援する「生物多様性保全推進支援事業」が創設され、地域住民、NPO・NGO、組合、事業者、地方公共団体等で構成される「地域生物多様性協議会」により、野生動植物保護管理対策、外来生物防除対策、重要生物多様性地域保全再生が進められています。

《絶滅のおそれのある種の保存、外来生物による在来生物等への影響への対応》

- 絶滅のおそれのある種の保存に関しては、平成18年8月にアカガシラカラスバトの保護増殖事業計画が策定され、国内希少野生動植物種73種のうち38種について、生息環境の整備や飼育下繁殖などの保護増殖事業が進められています。また、平成18年7月に善王寺長岡アベサンショウウオ生息地保護区が指定されました。
- 平成19年8月までにレッドリストが更新されました。その結果、絶滅のおそれのある種としてレッドリストに掲載された種数は、全10分類群で2694種(更新前)から3155種(更新後)となりました。これは、評価対象種の増加や情報の蓄積が進んでより的確な評価が可能となった種が増えたことが大きな原因です。個々の種を見ると、アサザ、サクラソウなど、保全の努力により生育状況が改善された種もありましたが、全般的には、生息環境の悪化や外来種の影響等により、我が国の野生生物の置かれた

状況は依然として厳しいと考えられています。

- 平成18年6月に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」が改正され、鳥獣保護区における保全事業制度が創設されました。
- 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づき、平成18年4月以降、新たに16種類の特定外来生物が指定されました。特定外来生物の飼養、栽培、保管、運搬、輸入、譲渡し等が原則禁止されるとともに、ジャワマンブス、オオクチバス、アライグマ等の防除事業、防除モデル事業が実施されました。
- 「動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律」が平成18年6月に施行され、特定動物（危険動物）の管理の徹底の強化が図られました。

《自然環境データの充実等に係る措置》

- 自然環境保全基礎調査、河川水辺の国勢調査などにより、自然環境データの収集が図られました。自然環境保全基礎調査については、環境基本計画が策定された平成18年4月以降、浅海域調査（干潟調査）がとりまとめられました。また、植生図について、5万分の1図から2万5千分の1図への更新が進められました（H18.3月現在32%→H20.3月現在39%）。
- 個別生態系の経時的な変化の把握を目的に実施する「重要生態系監視地域モニタリング推進事業（モニタリングサイト1000）」の調査サイトの設定が推進され、平成18年3月現在618サイトだった調査サイト数は平成20年3月で1000サイトを達成しました。
- 生物多様性に関する情報を総合的に収集・管理・提供する生物多様性情報システム（J-I-B-I-S）では、自然環境保全基礎調査の成果などの電子化・提供が進められました（成果提供状況：H18.3現在960件→H20.3現在1045件）。また、平成19年5月から自然環境情報GIS第2版のインターネットによる提供が本格的に開始されました。
- 平成20年度には、身近な自然や生きものに起きている地球温暖化による影響に関する、市民参加の調査「いきものみっけ」が開始されました。

③今後の展望

（論 点）

- 「生物多様性基本法」及び「第三次生物多様性国家戦略」を踏まえた生物多様性の保全・再生のための取組の強化並びに広域的・横断的な視点での総合的な取組の推進について
 - ・「生物多様性基本法」、「第三次生物多様性国家戦略」に基づき、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する取組を一層推進していくこと。
 - ・「第三次生物多様性国家戦略」では、今後5年程度の間重点的に取り組むべき施策の大きな方向性について、4つの基本戦略を提示しており、このひとつとして「森

- ・里・川・海のつながりを確保する」が位置づけられ、流域全体の生態系管理の視点を考慮した生態系ネットワークを形成することとしていること。さらに、二国間・多国間ネットワークによる生物多様性の保全など、地球規模の視野を持って行動することとしていること。
- ・また、自然再生推進法施行後5年を経過した場合の検討結果等を踏まえ、地域の自然再生の取組の推進、生態系の保全・再生の重要性の強調と全国的視点の強化などの観点から、自然再生基本方針の見直し作業を行うこと。
- ・絶滅のおそれのある種の保存や外来生物等については、基本戦略「地域における人と自然の関係を再構築する」において、野生復帰、島嶼部における外来種の国内移動や非意図的に導入される生物への対応検討を含む外来種対策の推進等により、多様な野生生物をはぐくむ空間づくりを進めるとともに、野生鳥獣と共存する地域作りを進めること。
- ・自然環境データの充実に関しては、基本戦略「地球規模の視野を持って行動する」において、我が国の生物多様性の総合評価や温暖化影響を含むモニタリングなどを実施すること。
- ・「生物多様性基本法」では、地方公共団体による生物多様性地域戦略策定が努力義務として規定されたことから、「第3次生物多様性国家戦略」で示された地域戦略の策定の手引きの作成を進めること。

○ 平成22年の生物多様性条約第10回締約国会議の我が国での開催に向けた国際的なリーダーシップの発揮について

- ・平成20年5月にG8環境大臣会合において合意された「神戸・生物多様性のための行動の呼びかけ」、生物多様性条約第10回締約国会議（平成22年）の我が国での開催決定などを踏まえ、自然との共生モデル「SATOYAMAイニシアティブ」の発信、生物多様性のモニタリング・評価・情報共有に関する世界的な協力、世界的に重要な生態系のネットワーク構築などにおいて、国際的な貢献を行うこと。

重点調査事項③：生物、生態系サービスの持続的な利用のための取組

生物多様性条約で決議された「エコシステムアプローチの原則」を踏まえた取組、窒素循環等物質収支の観点も含めた国際的な視野に立った取組、一次産業に伴う活動が生物多様性を保全している側面がある一方で、負の影響を与える可能性もあること等の観点から、

a) 生物、生態系サービスの持続的な利用のための取組

について、調査を実施しました。

①環境基本計画における施策の基本的方向

- 生物、生態系のすべては解明されておらず、将来において新たな理解が生ずる可能性があることを認識し、「エコシステムアプローチの原則」も踏まえ、予防的、順応的な態度で自然資源の管理・利用を進めます。
- 窒素循環等物質収支の観点も含め、国際的な視野に立って自然環境や資源の持続的な利用の実現に努力することが必要があります。
- 一次産業に伴う活動が生物多様性を保全している面もある一方で、負の影響を与える可能性もあることを認識し、生物多様性保全に資する活動や人々の生活とのかかわりの中で、生物多様性の維持と自然資源の持続的な利用を図ります。

②主な取組状況等

《生物、生態系サービスの持続的な利用のための取組》

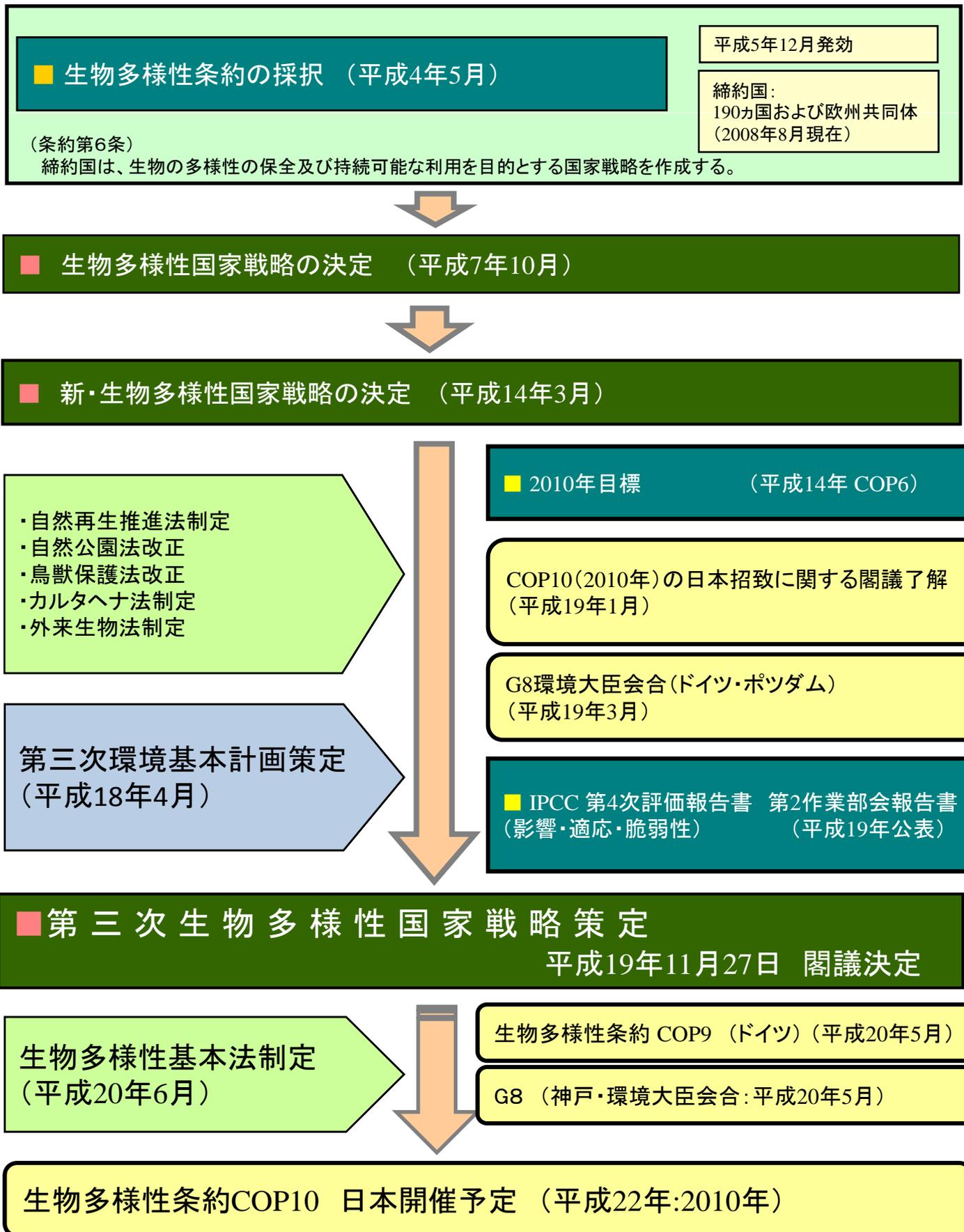
- 平成19年6月に、自然環境の保全に配慮しながら地域の創意工夫を生かしたエコツアーリズムに関する総合的な枠組みを定めた「エコツアーリズム推進法」が成立し、平成20年4月に施行されました。平成20年6月には法に基づく「エコツアーリズム推進基本方針」が閣議決定されました。
- 平成18年度より、グリーン購入法に基づき、政府調達の対象を「森林関係法令上合法的に伐採された木材」または「持続可能な経営を認証された森林から生産された木材」とする措置が開始されました。
- 平成19年7月に、「農林水産省生物多様性戦略」が策定され、これに基づく生物多様性保全をより重視した農林水産施策の総合的な推進が開始されました。
- 平成20年度より、農林水産業と生物多様性の関係を定量的に計る指標の開発が着手されました。

③今後の展望**(論 点)**

- 「生物多様性基本法」及び「第三次生物多様性国家戦略」を踏まえた生物多様性の持続可能な利用のための取組の推進について
 - ・ 第三次生物多様性国家戦略では、「基本的視点」として「統合的な考え方と長期的な視点」を位置づけるとともに、100年先を見通した国土の生物多様性のグランドデザインを提示し、人口減少に向かう国土の中での人と自然の関係の再構築する「100年計画」として国土全体の自然の質を着実に向上させることとしていること。
 - ・ 同戦略の基本戦略「地域における人と自然の関係を再構築する」において、生物多様性の保全に貢献する農林水産業を推進することとしていること。また、未来に引き継ぎたい重要な里地里山を選定するなど、里地里山の保全再生を図っていくこと。
 - ・ 基本戦略「生物多様性を社会に浸透させる」においては、食料や木材など多くの自然資源を輸入し、利用する私たちの消費行動が輸出国の生物多様性の恩恵の上に成り立っている面もあることを踏まえ、多くの国民や団体の参加を得て生物多様性に関連する取組を行う「いきものにぎわいプロジェクト」の推進や生物多様性企業活動ガイドラインの作成などを通じ、企業や市民の参画を促進すること。

- 平成22年の生物多様性条約第10回締約国会議の我が国での開催に向けた国際的なりわい競争力の発揮について

生物多様性国家戦略の見直し経緯等について



「第3次生物多様性国家戦略」の概要

一人と自然が共生する「いきものにぎわいの国づくり」を目指して

平成19年11月27日閣議決定

第1部：戦略

【生物多様性の重要性】

いのちと暮らしを支える生物多様性

- ①すべての生命の存立基盤 —酸素の供給、豊かな土壌の形成など—
- ②将来を含む有用な価値 —食べもの、木材、医薬品、品種改良、未解明の遺伝情報など—
- ③豊かな文化の根源 —地域色豊かな文化や風土、全てのいのちを慈しむ自然観など—
- ④暮らしの安全性 —災害の軽減、食の安全確保など—

【課題】

- 第1の危機 ・開発や乱獲による種の減少・絶滅、生息・生育地の減少
- 第2の危機 ・里地里山などの手入れ不足による自然の質の変化
- 第3の危機 ・外来種などの持ち込みによる生態系の攪乱

地球温暖化による危機 —逃れられない深刻な問題—
・多くの種の絶滅や生態系の崩壊

【長期的な視点】

100年先を見据えた ランドデザイン

・生物多様性から見た国土のランドデザインを、国土の生態系を100年かけて回復する「100年計画」として提示

【多様な主体の参画】

地方・民間の参画

・地域での活動に結びつけるため、地方や企業による取組の必要性を強調

4つの基本戦略

- I 生物多様性を社会に浸透させる
- II 地域における人と自然の関係を再構築する
- III 森・里・川・海のつながりを確保する
- IV 地球規模の視野を持って行動する

第2部：行動計画

- ・約660の具体的施策
- ・実施省庁を明記
- ・34の数値目標

生物多様性基本法の構成

前 文

生物多様性が人類の生存基盤のみならず文化の多様性を支えており、国内外における生物多様性が危機的な状況にあること、我が国の経済社会が世界と密接につながっていることなどを踏まえた、本基本法制定の必要性を記述

目 的

生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かな生物多様性を保全し、その恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会を実現し、地球環境の保全に寄与すること

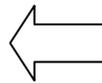
基本原則

生物多様性の保全と持続可能な利用をバランスよく推進

- ①保全：野生生物の種の保全等が図られるとともに、多様な自然環境を地域の自然的社会的条件に応じ保全
- ②利用：生物多様性に及ぼす影響が回避され又は最小となるよう、国土及び自然資源を持続可能な方法で利用

保全や利用に際しての考え方

- ③予防的順応的取組方法
- ④長期的な観点
- ⑤温暖化対策との連携



年 次 報 告

白書の作成（運用上は、環境白書・循環白書と統合）

生物多様性戦略

国の戦略：「生物多様性国家戦略」策定の義務規定

地方の戦略：地方公共団体が単独又は共同で策定する地方版戦略を努力義務規定

基本的施策

保全に重点を置いた施策

- ①地域の生物多様性の保全
- ②野生生物の種の多様性の保全等
- ③外来生物等による被害の防止

持続可能な利用に重点を置いた施策

- ④国土及び自然資源の適切な利用等の推進
- ⑤遺伝子など生物資源の適正な利用の推進
- ⑥生物多様性に配慮した事業活動の促進

共通する施策

- ⑦地球温暖化の防止等に資する施策の推進
- ⑧多様な主体の連携・協働、民意の反映及び自発的な活動の促進
- ⑨基礎的な調査等の推進
- ⑩試験研究の充実など科学技術の振興
- ⑪教育、人材育成など国民の理解の増進
- ⑫事業計画の立案段階等での環境影響評価の推進
- ⑬国際的な連携の確保及び国際協力の推進